

部 分 判 決

主 文

本件区分事件の各公訴事実につき，被告人はいずれも有罪。

理 由

5 (罪となるべき事実)

【いずれも令和2年12月28日付け追起訴状（同年わ第976号）記載の公訴事実に係るもの】

被告人は，不動産賃貸業等を営む合同会社A，合同会社B及び合同会社Cの実質的経営者として同3社の業務全般を統括するものであるが，

10 第1 合同会社Aの業務に関し，建物の取得価格を水増しして課税仕入れを過大に計上する方法により，平成28年4月6日から平成29年2月28日までの課税期間における実際の消費税の課税標準額が55,000円で，これに対する消費税額が3,465円であり，これから控除されるべき消費税額が5,507,276円で，消費税の控除不足還付税額が5,503,811円，地方消費税の還付譲渡割額が1,485,155円であったにもかかわらず，同年3月21日，札幌市a区所轄札幌南税務署において，同税務署長に対し，消費税の課税標準額が55,000円で，これに対する消費税額が3,465円であり，これから控除されるべき消費税額が7,049,318円で，消費税の控除不足還付税額が7,045,853円，地方消費税の還付譲渡割額が1,901,261円である旨の虚偽の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し，よって，同税務署長をして，前記課税期間の消費税の控除不足還付税額7,045,853円及び地方消費税の還付譲渡割額1,901,261円を合同会社Aに還付することを決定させた上，同年6月16日，D信用金庫札幌支店に開設した合同会社A名義の普通預金口座に還付加算金19,100円を含めた合計8,966,214円を振込入金させ，もって不正の行為により，前記課税期間の
25 正規の消費税の控除不足還付税額と前記申告に係る消費税の控除不足還付税額

との差額1,542,042円及び正規の地方消費税の還付譲渡割額と前記申告に係る地方消費税の還付譲渡割額との差額416,106円の還付を受け

第2 合同会社Bの業務に関し、建物の取得価格を水増しして課税仕入れを過大に計上する方法により、平成29年10月18日から平成30年3月31日までの課税期間における実際の消費税の課税標準額が499,000円で、これに対する消費税額が31,437円であり、これから控除されるべき消費税額が6,755,848円で、消費税の控除不足還付税額が6,724,411円、地方消費税の還付譲渡割額が1,814,523円であったにもかかわらず、同年5月30日、前記所轄札幌南税務署において、同税務署長に対し、消費税の課税標準額が499,000円で、これに対する消費税額が31,437円であり、これから控除されるべき消費税額が8,330,848円で、消費税の控除不足還付税額が8,299,411円、地方消費税の還付譲渡割額が2,239,523円である旨の虚偽の消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、よって、同税務署長をして、前記課税期間の消費税額の控除不足還付税額8,299,411円及び地方消費税の還付譲渡割額2,239,523円を合同会社Bに還付することを決定させた上、同年9月28日、E銀行札幌支店に開設した合同会社B名義の普通預金口座に還付加算金54,900円を含めた合計10,593,834円を振込入金させ、もって不正の行為により、前記課税期間の正規の消費税の控除不足還付税額と前期申告に係る消費税の控除不足還付税額との差額1,575,000円及び正規の地方消費税の還付譲渡割額と前記申告に係る地方消費税の還付譲渡割額との差額425,000円の還付を受け

第3 合同会社Cの業務に関し、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの課税期間において架空の課税売上高を計上し、通算課税売上割合が著しく減少した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整を不要と装い、第三年度の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算される金額

等を秘匿した上、平成30年9月1日から令和元年8月31日までの課税期間における実際の消費税の課税標準額が317,000円、これに対する消費税額が19,971円、前記加算される金額が4,577,895円、これらから控除されるべき消費税額が零円で、納付すべき消費税額が4,597,800円であり、納付すべき地方消費税の譲渡割額が1,240,600円であつたにもかかわらず、消費税及び地方消費税の法定納期限である同年10月31日までに、前記所轄札幌南税務署の税務署長に対し、消費税及び地方消費税の確定申告書を提出しないで同納期限を徒過させ、もって不正の行為により、前記課税期間における納付すべき消費税額4,597,800円及び地方消費税の譲渡割額1,240,600円を免れ

たものである。

(証拠) 省略

(法令の適用)

罰 条

判示第1及び第2の所為

消費税法違反の点 いずれも消費税法64条1項2号、67条1項

地方税法違反の点 いずれも地方税法72条の95第1項2号、6項

判示第3の所為

消費税法違反の点 消費税法64条1項1号、67条1項

地方税法違反の点 地方税法72条の95第1項1号、6項

科刑上一罪の処理

判示の各所為について いずれも刑法54条1項前段、10条（消費税法違反と地方税法違反の点は、1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから、1罪として犯情の重い消費税法違反の罪の刑でそれぞれ処断する。）

(罪となるべき事実に関連する情状に関する事実について)

1 犯行の規模

被告人は、自己が実質的に設立して経営する3つの合同会社（いずれも被告人の妻を代表社員とするもの）において、それぞれ不正に消費税等の還付を受けたり、不正に消費税等の納付を免れたりしたものであるが、その金額は合計979万6548円（判示第1の不正受還付額195万8148円、判示第2の不正受還付額200万円、判示第3のほ脱額583万8400円）であった。

2 犯行の態様

(1) 消費税及び地方消費税の不正受還付（判示第1及び第2）について

被告人は、合同会社名義で賃貸用マンションを建築ないし購入するにあたり、十分な自己資金を有していなかったことから、事前にインターネットで調べた知識等をもとに、不動産会社担当者のアドバイスないし助力を受け、実際の建物の工事請負代金ないし土地建物の売買代金が記載された正規の契約書の他に、代金を水増しした契約書も作成し、これを用いて金融機関から必要な資金の融資を受けた。

被告人は、仕入税額控除制度により、消費税の控除不足還付税額及び地方消費税の還付譲渡割額の還付を受けるべく、消費税及び地方消費税の確定申告をしたが、その際、正規の契約書を用いずに、水増しされた代金が記載された契約書に基づき、建物の取得に係る課税仕入れの額を過大に計上したことから、実際に受けられる額よりも多い額の還付を不正に受けた。

なお、被告人は、合同会社Aにかかる不正受還付後に、合同会社B名義で賃貸用マンションを取得し、正規の契約書のほかに代金額を水増しした契約書を作成したが、その際、不動産会社の担当者に対し、水増しした契約書の代金が記載されたページの写しを要求した。

(2) 消費税及び地方消費税のほ脱（判示第3）について

被告人は、中古の賃貸用マンションを取得するにあたり、合同会社Cを設立し、その目的に不動産の賃貸及び売買のほか、貴金属等の買取及び販売も加え、

賃貸用マンションの引渡日に合わせて合同会社Cの事業年度の終期を変更し、賃貸用マンション取得月の日割り賃料収入を放棄するとともに純金の売買をして課税売上割合を100%とし、建物の取得が仕入税額控除制度の対象となるようにした。また、被告人は、契約にあたり、土地建物代金のうち建物代金の割合をできる限り高くするよう要望し、仕入税額控除の額が多くなるようにした。なお、被告人は、この契約においても、不動産会社担当者のアドバイスないし助力を受け、実際の土地建物の売買代金が記載された正規の契約書の他に、代金を水増しした契約書も作成し、これを用いて金融機関から必要な資金の融資を受けたが、水増ししたのは土地代金のみであり、建物代金はいずれの契約書においても同額であった。そして、被告人は、建物の取得に係る課税仕入れを計上して、第1期目の消費税及び地方消費税の確定申告をし、消費税の控除不足還付税額等の還付を受けた。

被告人は、第3期目の仕入控除税額調整制度の適用を免れるため、第2期目の確定申告において、架空の課税売上を記載した確定申告書を提出して課税売上割合を高く維持し、第3事業年度においては消費税及び地方消費税の確定申告書を提出しなかった。これにより、仕入控除税額調整制度によって本来納付すべき消費税等を全額免れた。なお、第2期目の確定申告において、被告人は、架空の課税売上を記載したが、その疎明資料として帳票類等の偽造はしていなかった。

3 犯行の動機及び意図

被告人は、本件当時、国税局に勤務していたものであるが、在勤中に周知されたことなどにより、課税事業者として賃貸用マンションを取得した課税期間において、非課税売上（賃料）を生じさせない一方で、自動販売機収入や純金売却の収入などの課税売上を生じさせることにより、本来は仕入税額控除の対象とならない賃貸用マンション取得にかかる消費税について、仕入税額控除して還付を受けられることや、そのような受還付が本件当時において違法ではなかったこと、

ただし、その後に賃料による非課税売上が生じ、課税売上がそれに比べて少なかったために、3年間の通算課税売上割合が著しく変動して低くなったときは、第3事業年度の課税期間において仕入控除税額の調整が行われ、納付すべき消費税額が加算されることなどを理解していた。

5 被告人は、本件各合同会社名義で賃貸用マンションを購入等するにあたり、少ない自己資金で金融機関から融資を受けるために代金を水増しした契約等をする
ことや、仕入税額控除制度を利用して消費税等の還付を受けることは、当初から
考えていた。

被告人は、判示第1及び第2の合同会社について、確定申告と同時に金融機関
10 にも決算報告をする必要があったが、金融機関から代金を水増しした契約書に基
づいて融資を受けていたため、これと異なる正規の契約書に基づいて決算報告を
するわけにはいかないと考え、確定申告についても、水増しした代金が記載され
た契約書に基づいて申告を行った。

また、被告人は、判示第3の合同会社について、消費税等の還付を受けた後、
15 金の取引等により課税売上を維持することも考えていたが、忙しかったことなど
から、第2期目の確定申告に際して安易な考えで架空の課税売上を計上すること
とし、また、その後の第3期目の確定申告をしなかった。

令和3年4月21日

札幌地方裁判所刑事第2部

20 裁判長裁判官 中川 正隆

裁判官 宇野 遥子

裁判官田中大地は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 中川 正隆